

相模原市健康危機管理連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、相模原市健康危機管理基本指針(平成19年11月1日施行。以下「基本指針」という。)第2章第5節に基づき、健康危機管理連絡会議(以下「連絡会議」という。)の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、おおむね次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康危機管理対策における情報交換に関すること。
- (2) 相互協力関係の推進に関すること。
- (3) 連絡体制に関すること。
- (4) 被害原因究明、被害拡大防止対策等に関すること。
- (5) その他関係機関の連携に関すること。

(関係機関)

第3条 連絡会議は、次の関係機関により構成する。

- (1) 神奈川県保健福祉局
- (2) 相模原警察署
- (3) 相模原南警察署
- (4) 相模原北警察署
- (5) 津久井警察署
- (6) 社団法人相模原市医師会
- (7) 社団法人相模原市薬剤師会
- (8) 社団法人相模原市病院協会
- (9) 大学病院
- (10) 相模原市消防局
- (11) 相模原市保健所
- (12) その他関係する機関

(専門委員)

第4条 連絡会議は、必要に応じ専門委員を招集し、意見を聞くことができる。

2 専門委員は、健康危機に関する学識経験を有する者とし、健康危機管理対策への助言等を行う。

(会長)

第5条 連絡会議に会長を置き、相模原市保健所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、相模原市保健所において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。